

旭川市議会会議録 第6号

○令和7年6月26日（木曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午後2時14分

○出席議員（33名）

2番	横山啓一
3番	笠井まなみ
4番	あべなお
5番	中村みなこ
6番	江川あや
7番	上野和幸
8番	植木だいすけ
9番	小林ゆうき
10番	駒木おさみ
11番	皆川ゆきたけ
12番	たけいし よういち
13番	石川まさゆき
14番	沼崎雅之
15番	まじま 隆英
16番	高橋紀博
17番	品田ときえ
18番	塩尻英明
19番	高木ひろたか
20番	中野ひろゆき

21番	えびな 安信
22番	高橋 ひでとし
23番	菅原 範明
24番	佐藤 さだお
25番	石川 厚子
26番	能登谷 繁
27番	高見 一典
28番	金谷 美奈子
29番	高花 えいこ
30番	中村 のりゆき
31番	安田 佳正
32番	松田 卓也
33番	福居 秀雄
34番	杉山 允孝

○説 明 員

市	長	今 津 寛 介
副	市 長	中 村 寧
副	市 長	菅 野 直 行
副	市 長	梶 井 正 将
総 合 政 策 部 長		熊 谷 好 規
行財政改革推進部長		浅 利 豪
総 務 部 長		和 田 英 邦
総 務 部 総 務 監		松 本 賢
福 祉 保 険 部 長		川 邊 仁
子 育 て 支 援 部 長		向 井 泰 子
健 康 保 健 部 長		山 口 亮
観 光 ス ポ ー ツ 部 長		菅 原 稔
建 築 部 長		岡 田 光 弘
教 育 長		野 崎 幸 宏
学 校 教 育 部 長		坂 本 考 生
水 道 事 業 管 理 者		佐 藤 幸 輝
上 下 水 道 部 長		幾 原 春 実
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		長 谷 川 伸 一
監 査 委 員		大 鷹 明

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稲 田 俊 幸
議 会 事 務 局 次 長	林 上 敦 裕
議 事 調 査 課 長 補 佐	小 川 智 之
議 事 調 査 課 書 記	高 橋 理 恵
議 事 調 査 課 書 記	朝 倉 あゆみ

○会議録署名議員

1 4 番	沼 崎 雅 之
2 8 番	金 谷 美 奈 子

○議事日程

- 日程第 3 議案第 1 号
 - 日程第 4 議案第 2 号
 - 日程第 5 議案第 3 号
 - 日程第 6 議案第 4 号
 - 日程第 7 議案第 5 号
 - 日程第 8 議案第 6 号
 - 日程第 9 議案第 7 号
 - 日程第10 議案第 8 号
 - 日程第11 議案第 9 号
 - 日程第12 議案第10号
 - 日程第13 議案第11号
 - 日程第14 議案第12号
 - 日程第15 議案第13号
 - 日程第16 議案第14号
 - 日程第17 議案第15号
 - 日程第18 議案第16号
 - 日程第19 議案第17号
 - 日程第20 議案第18号
 - 日程第21 議案第19号
 - 日程第22 議案第20号
 - 日程第23 議案第21号
 - 日程第24 議案第22号
 - 日程第25 議案第23号
 - 日程第26 議案第24号
 - 日程第27 議案第25号
 - 日程第28 議案第26号
 - 日程第29 議案第27号
 - 日程第30 議案第28号
 - 日程第31 報告第 1 号
 - 日程第32 報告第 2 号
 - 日程第33 報告第 3 号
 - 日程第34 報告第 4 号
 - 日程第35 報告第 5 号
 - 日程第36 報告第 6 号
 - 日程第37 報告第 7 号
 - 日程第42 議案第30号
-

○追加議事日程

- 日程第46 旭川市議会常任委員会委員の選任について
- 日程第47 議長の常任委員会委員の辞任について
- 日程第48 議案第31号 旭川市監査委員の選任について
- 日程第49 議案第32号 議員の行政調査派遣についての一部変更について
- 日程第50 旭川市議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第51 特定事件の閉会中継続調査付託について
- 日程第52 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
- 日程第53 意見書案第1号 2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第54 意見書案第2号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書について
- 日程第55 意見書案第3号 消費税率を緊急に引き下げをを求める意見書について
- 日程第56 意見書案第4号 米の安定供給や食料支援に関わる緊急対策を求める意見書について
- 日程第57 意見書案第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について
- 日程第58 意見書案第6号 給食無償化に際し質及び量の確保を担保するための国による十分な予算措置等を求める意見書について
- 日程第59 意見書案第7号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書について
- 日程第60 意見書案第8号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書について
- 日程第61 意見書案第9号 米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書について
- 日程第62 意見書案第10号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書について
- 日程第63 意見書案第11号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第2号 令和7年度旭川市水道事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第3号 令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第4号 旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第5号 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第6号 旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第7号 旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第8号 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第9号 旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

1. 議案第10号 旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第11号 建物の処分について (原案可決)
1. 議案第12号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第13号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第14号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第15号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第16号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第17号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第18号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第19号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第20号 財産の取得について (原案可決)
1. 議案第21号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第22号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第23号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第24号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第25号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第26号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第27号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第28号 契約の締結について (原案可決)
1. 報告第1号 令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について (報告済)
1. 報告第2号 令和6年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について (報告済)
1. 報告第3号 令和6年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について (報告済)
1. 報告第4号 専決処分の報告について (報告承認)
1. 報告第5号 専決処分の報告について (報告承認)
1. 報告第6号 専決処分の報告について (報告済)
1. 報告第7号 専決処分の報告について (報告済)
1. 議案第30号 旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 旭川市議会常任委員会委員の選任について (選任)
1. 議長の常任委員会委員の辞任について (同意)
1. 議案第31号 旭川市監査委員の選任について (原案同意)
1. 議案第32号 議員の行政調査派遣についての一部変更について (原案可決)
1. 旭川市議会議会運営委員会委員の選任について (選任)
1. 特定事件の閉会中継続調査付託について
市の総合企画及び男女共同参画に関する事項について (総務)
地域振興に関する事項について (総務)
地方行財政に関する事項について (総務)
消防及び防災に関する事項について (総務)

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に関する事項について | (総務) |
| 他の常任委員会の所管に属さない事項について | (総務) |
| 市民生活に関する事項について | (民生) |
| 福祉に関する事項について | (民生) |
| 保健衛生及び病院事業に関する事項について | (民生) |
| 清掃及び環境に関する事項について | (民生) |
| 商工業に関する事項について | (経済建設) |
| 観光及びスポーツに関する事項について | (経済建設) |
| 農林畜産業に関する事項について | (経済建設) |
| 建設に関する事項について | (経済建設) |
| 上下水道事業に関する事項について | (経済建設) |
| 子育てに関する事項について | (子育て文教) |
| 学校及び社会教育に関する事項について | (子育て文教) |
| 議会運営事項及び議長の諮問事項について | (議会運営) |
1. 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
- | | |
|---|---------|
| 陳情第13号 市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組について | (総務) |
| 陳情第16号 旭川市における指定金融機関について | (総務) |
| 陳情第17号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて | (民生) |
| 陳情第10号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権
じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて | (子育て文教) |
| 陳情第11号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権
じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて | (子育て文教) |
| 陳情第14号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開
での協議ではない方法を求めることについて | (子育て文教) |
| 陳情第15号 日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求めること
について | (議会運営) |
1. 意見書案第1号 2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について (原案可決)
1. 意見書案第2号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書について (否決)
1. 意見書案第3号 消費税率を緊急に引き下げを求める意見書について (否決)
1. 意見書案第4号 米の安定供給や食料支援に関わる緊急対策を求める意見書について (否決)
1. 意見書案第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第6号 給食無償化に際し質及び量の確保を担保するための国による十分な予算措
置等を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第7号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第8号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書について

- | | |
|--|--------|
| | (原案可決) |
| 1. 意見書案第9号 米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書について | (原案可決) |
| 1. 意見書案第10号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書について | (原案可決) |
| 1. 意見書案第11号 地方財政の充実・強化に関する意見書について | (原案可決) |
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、14番沼崎雅之議員、28番金谷美奈子議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります。さらに、議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） ここで、本日の議事に入ります前に、去る5月20日に開催されました全国市議会議長会第101回定期総会において表彰状及び感謝状を受けられました議員各位に対しまして、ただいまから伝達式を行いたいと思いますので、その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 01 分

（表彰状及び感謝状伝達式）

○議会事務局長（稲田俊幸） それでは、ただいまから全国市議会議長会の表彰状及び感謝状の伝達式を行います。

お名前を申し上げますので、前のほうへお進みいただきたいと存じます。

初めに、表彰状の伝達を行います。

議員25年以上特別表彰、安田佳正議員。

○副議長（高見一典）

表 彰 状

旭川市 安田佳正殿

あなたは、市議会議員として、25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第101回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

会 長 丸子善弘（代読）

おめでとうございます。

（安田佳正議員に表彰状を伝達）（拍手）

○議会事務局長（稲田俊幸） 次に、議員10年以上表彰、まじま隆英議員。

○副議長（高見一典）

表 彰 状

旭川市 まじま隆英殿

あなたは、市議会議員として、１０年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第１０１回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和７年５月２０日

全国市議会議長会

会 長 丸子善弘（代読）

おめでとうございます。

（まじま隆英議員に表彰状を伝達）（拍手）

○議会事務局長（稲田俊幸） 同じく、議員１０年以上表彰、品田ときえ議員。

○副議長（高見一典）

表 彰 状

旭川市 品田ときえ殿

以下、同文につき、省略させていただきます。

おめでとうございます。

（品田ときえ議員に表彰状を伝達）（拍手）

○議会事務局長（稲田俊幸） 同じく、議員１０年以上表彰、高木ひろたか議員。

○副議長（高見一典）

表 彰 状

旭川市 高木ひろたか殿

以下、同文につき、省略させていただきます。

おめでとうございます。

（高木ひろたか議員に表彰状を伝達）（拍手）

○議会事務局長（稲田俊幸） 同じく、議員１０年以上表彰、佐藤さだお議員。

○副議長（高見一典）

表 彰 状

旭川市 佐藤さだお殿

以下、同文につき、省略させていただきます。

おめでとうございます。

（佐藤さだお議員に表彰状を伝達）（拍手）

○議会事務局長（稲田俊幸） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

続きまして、感謝状の伝達を行います。

福居秀雄議長。

○副議長（高見一典）

感 謝 状

旭川市 福居秀雄殿

あなたは、全国市議会議長会部会長として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽く

された功績は誠に顕著なものがありますので、第１０１回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

令和７年５月２０日

全国市議会議長会
会 長 丸子善弘（代読）

おめでとうございます。

（福居秀雄議員に感謝状を伝達）（拍手）

○議会事務局長（稲田俊幸） 以上で、感謝状の伝達を終わります。

ここで、御祝辞をいただきたいと存じます。

まず、議会を代表いたしまして、高見副議長、お願いいたします。

○副議長（高見一典）（登壇） 議会を代表いたしまして、一言、お祝いの言葉を申し上げます。

ただいま全国市議会議長会表彰を受けられました安田議員、まじま議員、品田議員、高木議員、佐藤議員、そして、感謝状を受けられました福居議長、誠にありがとうございます。心からお喜び申し上げます。

安田議員におかれましては、議員２５年以上特別表彰ということでございますが、旭川市議会議員として、長きにわたり、市民の信頼と負託に応えてこられたところであります。また、本市議会においては、第３７代議長をはじめ、数多くの要職を歴任されるなど、幅広く活躍され、多くの功績を残してこられました。

議員１０年以上表彰を受けられましたまじま議員、品田議員、高木議員、佐藤議員におかれましても、市民のため、そして旭川市の発展のために真摯に活動を続けてこられました。１０年という長きにわたり市政発展のために活躍されたのも、多くの市民の皆様にその活動が支持されているものであると深く敬意を表する次第であります。

福居議長におかれましては、旭川市議会議長として、その卓越した見識と豊富な経験を遺憾なく発揮され、数多くの公務に努められる傍ら、全国市議会議長会の北海道部会長として、旭川市のみならず、北海道の代表としても活躍されました。その御功績は誠に大きく、大変敬服しているところであります。

さて、昨今においては、お米やガソリンを中心とする必需品の急速な物価高騰が市民生活へ深刻な影響を及ぼすなど、市政を取り巻く環境には課題が山積しておりますが、この難局を乗り越えるため、皆様におかれましては、これまで培ってこられた豊富な御経験を存分に生かされ、今後も引き続きお力を発揮していただければと存じます。

結びとなりますが、このたびの栄誉を契機とし、旭川市民の幸せのため、そして旭川市の発展のために、なお一層、御活躍されますことを御期待申し上げ、お祝いの言葉といたします。

このたびは、誠にありがとうございます。（拍手）（降壇）

○議会事務局長（稲田俊幸） ありがとうございました。

次に、今津市長、お願いいたします。

○市長（今津寛介）（登壇） 祝辞。

このたび、全国市議会議長会から表彰状、感謝状が贈呈された皆様に心よりお祝いを申し上げます。

まず、市議会議員として長年にわたり御尽力され、その御功績が実を結び、全国市議会議長会より、議員２５年以上特別表彰を受賞された安田議員、１０年以上表彰を受賞されましたまじま議員、品田議員、高木議員、佐藤議員に心よりお祝いを申し上げます。

安田議員が初当選された平成７年は、本市を含む上川地域が地方拠点都市地域に指定され、都市機能の充実が促進された年でもあり、佐藤議員が初当選された平成２３年は、子ども向け屋内遊戯場もりもりパークが開設、まじま議員、品田議員、高木議員が初当選された平成２７年は、あさひかわ北彩都ガーデンがオープンした年でありました。

また、福居議長におかれましては、全国市議会議長会北海道部会長としての御功績が認められ、昨年に続き感謝状が贈呈されましたことに心よりお祝いを申し上げます。

平成１５年の初当選以来、６期２２年にわたり市議会議員を務められ、旭川市議会議長として豊富な御経験と知識、そして熱意を持って、本市市政の発展に多大なる御貢献をいただいておりますことに深く敬意を表します。

このたび受賞された皆様方が長年にわたり市民の皆様からの御負託を受け、まちの発展に心血を注いでこられました御功績に深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も、真に持続可能な旭川の礎を築き、北北海道の拠点都市として旭川が輝き続けるためにも、引き続き、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、改めて、このたびの表彰状、感謝状をお受けになられましたことに対し、お祝いを申し上げ、祝辞とさせていただきます。

このたびは、誠にありがとうございました。（拍手）（降壇）

○議会事務局長（稲田俊幸） ありがとうございました。

ここで、今回受賞された方々を代表いたしまして、安田議員から謝辞がございます。

○安田佳正議員（登壇） 受賞者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

まずは、私たちのために貴重な時間を割いていただきましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

そして、高見副議長、今津市長のお二方から、それぞれ身に余るお言葉をいただき、誠にありがとうございます。

このような荣誉ある表彰を受けることができましたのも、ひとえに市民の皆様方の御支持、御支援があつてのことであり、また、今津市長をはじめとする理事者の皆様の御理解、御協力、そして議員各位の御指導、御厚情のたまものであり、この場をお借りして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

私自身、微力ではありますが、本日の荣誉に恥じることがないように、決意を新たに精進を重ね、今後とも旭川市民の負託に応えられるよう、また、旭川市の発展のため、全力で取り組んでまいります。

どうぞ、皆様方に、今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、以上、甚だ簡単ではございますが、受賞者を代表してのお礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。（拍手）（降壇）

○議会事務局長（稲田俊幸） 以上をもちまして、表彰状及び感謝状の伝達式を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第３、議案第１号、令和７年度旭川市一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

まじま議員。

（まじま議員、質疑質問席に着席）

○まじま隆英議員 皆さん、おはようございます。

先ほど、１０年表彰をいただきました。関係者の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

議案の質疑ですので、切り替えていきたいと思いますが、心を新たに、行政のチェックを議会としてしっかりやっていかなければならない、そういうふうに思いましたので、そういう立場で質疑をさせていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

それで、今回、第１号議案ということの中に宿泊税に関わる補正予算がありましたので、そこについて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、補正予算の概要について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 今回提案いたしました宿泊税導入準備費の概要についてでございますが、宿泊税の導入に伴って生じるレジシステムの改修や構築、電子機器類等の購入経費といった宿泊事業者の負担に対する補助金や、制度周知のための広報物制作等に係る事務費について計上しております。

内訳といたしましては、システム整備等に係る補助金が３千７５０万円、制度周知等に係る事務費が９２５万５千円となっております。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 今回、４千６００万円を超える予算が計上されておりました。振り返ってみまして、私は、予算議会の中で、この宿泊税については、関係者との十分な話し合いがされているのかという視点で質疑をしてきました。十分な話し合いがされているとは思えませんでした。条例を制定した後で事業者の皆さんと丁寧な話し合いを行いますよという答弁がありましたが、あの時点では、私は十分だとは思っておりませんでした。そうしたことから、立場としては反対の立場を取らせていただきました。

今回、補正を計上されたということであれば、事業者の皆さんと十分な話し合いをされたんだと思いますけれども、どのような話し合いを行ってこられたのでしょうか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 昨年度までに複数回実施した意見交換等の場におきまして、宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者から、システム整備等に係る費用負担に対する支援について希望するという意見を受けておりまして、それを踏まえ、補助事業を実施することとしたもので

ございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 そうですね。市の都合で始めようとする宿泊税ですから、事業者は市のほうに対して負担を求めるわけですよ。また、これは後ほどもお聞きしたいと思います。

次に、北海道、道のほうですけれども、今回の定例会で宿泊税条例を改正するという新聞報道がありました。これについては、旭川市への影響があるのかについて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 北海道における条例改正が本市に与える影響でございますが、今回の改正は、総務省の諮問機関である地方財政審議会からの指摘を踏まえ、現在の条例で定められている定率制で宿泊税を導入する市町村に対しては、道条例の適用除外として宿泊税を課税しないとしていた方針を見直し、賦課徴収の対応が定額制を採用する市町村と同様になるよう、所要の改正を行うものと伺っており、制度自体の変更はないことから本市にとって影響はございません。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 次に入りますけれども、今回の補正の内容では、補助の対象はどこまでが含まれるのか、お示しをいただきたいと思います。

これまでも、旅館だとかホテル、民泊などもありますね。様々な宿泊する形態があると思いますけれども、どこまでが対象となるのか、また、対象経費としてはどこまでを導入費と認めているのか、その辺の考えについてお示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 今回の補助事業につきましては、補助金の交付申請日時点において市内で旅館業法の許可を受けて営業している旅館・ホテル営業及び簡易宿所と、住宅宿泊事業法の規定に基づき営業している住宅宿泊事業、いわゆる民泊に対し、1施設当たり補助率2分の1で上限50万円の補助を行うものでございます。対象施設数といたしましては、令和7年4月10日現在で既に営業している旅館・ホテル営業及び簡易宿所が154施設、民泊が149施設の合計303施設のほか、補助金の申請期間中に新規に開業する施設となります。

なお、補助対象経費といたしましては、レジシステムの改修や新たなシステムの構築、ポスレジやパソコン、ソフトウェア等の導入費等を想定しております。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 300を超える施設があるということでありました。

また、導入経費については、レジやパソコン、ソフトウェアを対象にしているということでしたが、補助率2分の1の根拠、これは何か、伺いたいと思います。

先ほども述べましたように、宿泊税は旭川市の都合で始まるものでありますから、システム改修の負担は、全額、市が負担する必要があるんじゃないかと私はと思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 補助率の根拠であります。北海道においても本市と同時期に宿泊税を導入する予定であることから、宿泊税導入に伴うシステム改修、機器導入等は道と市の制度の両方に対応するものを一体で行うこととなります。北海道においても本市と同様の補助を行う

予定であることから、制度に対応するためにかかる費用を補助対象経費として、その2分の1を補助し、道と協調補助を行うことで最大で100万円のシステム整備等にかかった実費分の補助を行うものでございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 今回の答弁では、北海道と旭川市が合わせて最大限で100万円ということでしたが、物価高騰が続いていますし、その上限額100万円以内で収まるのかどうか、100万円を超えるという声も出ているようなんですけれども、この100万円はどのように算定されたのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 令和6年度に実施した事業者に対するアンケートの結果では、レジシステム等の導入や改修を必要とした事業者は全体の48.5%であり、また、その金額につきましても、20万円程度や50万円程度と様々であったことや、北海道が全道の宿泊事業者に行った調査結果なども参考にしながら、市内の施設数約300件の半数である150施設が25万円程度の補助金交付申請をしてくと想定して積算を行っております。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 この宿泊税は、今は導入前の話ということでさせていただいていますけれども、今後、導入して時間がたてば、システムの老朽化など定期的な見直しを行い、最適化していく必要に迫られるのではないかとというふうに考えられます。

定期的な見直しなどが行われるのかどうか、確認をしたいと思いますし、また、その都度、宿泊事業者に負担を求めるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 本市の宿泊税は、原則として、条例施行後5年ごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しを行うこととしておりますが、将来的に税率や課税対象、事務手続等の変更といった宿泊税制度の見直しが行われる場合には、特別徴収義務者である宿泊施設において宿泊予約システムや会計システムのプログラム改修等が必要となることが想定されます。

そのため、制度見直しの際には、事業者側への説明や宿泊者への周知、制度運用に必要な経費への支援など、事業者の負担を軽減し、円滑に制度が運用されるよう、しっかりと対応してまいります。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 繰り返しになりますけれども、事業者のほうに負担を押しつけるようなことがあってはならないというふうな立場で話をさせていただいております。

最後になりますけれども、今回の補正には、システム整備という部分と制度周知の部分があるというふうに伺っています。広報物、そういったチラシなどの作成というのが含まれているということなんですけれども、この広報物による周知をどのように行うのかを伺って、この点での質疑を終えたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 宿泊税制度の周知につきましては、多言語に対応したポスターやチラシのほか、卓上ポップといった広報物を、市内宿泊施設や駅や空港等の交通機関、観光施設

といった来訪者が多く訪れる施設に掲示することで周知を図ってまいります。

また、本市における制度の周知に加え、道の宿泊税制度についても周知が必要であることから、広報物の掲載する内容や制度の周知方法につきましては、道と連携しながら検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 以上で、まじま議員の質疑を終了いたします。

（まじま議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第4、議案第2号、令和7年度旭川市水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第5、議案第3号、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第6、議案第4号、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第7、議案第5号、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

上野議員。

（上野議員、質疑質問席に着席）

○上野和幸議員 おはようございます。

通告に従いまして、質疑を行います。

議案第5号、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお聞きいたします。

この条例の制定についてお聞きする理由については、旭川市いじめ防止等対策委員会委員の報酬についての改定が含まれているからです。

この件につきましては、私は、個人的なことではございますが、さきの旭川市いじめ防止等対策委員会、俗に第三者委員会と言われているものが設置され、その調査期間中に、私が親しくしている地元旭川在住の弁護士の方から、強く委員報酬の値上げの要請をされたからでございます。

当時、調査員をしていた弁護士に対し、報酬の足りない部分については、旭川弁護士会が補填をしていたとの話を当時聞きました。その後、再調査委員会については、報酬分について値上げをいたしました。またここに来てさらなる値上げをということで、その理由、根拠、額の設定などについて質問をしていきたいと思っております。

まずは、旭川市いじめ防止等対策委員会報酬の条例改正について、今回の改正の概要をお示しください。

また、その予算措置はどのように行うのか、財源はどうなるのかも含めてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○**学校教育部長（坂本考生）** いじめ防止等対策委員会によるいじめの重大事態調査については、聞き取りや報告書の執筆など高い専門性が求められます。このため、これらの職務に対する報酬については、会議等に適用する日額とは別に、時間額に改めるものです。

報酬の支出に当たっては、該当事案が発生した場合に当初予算を補正し、対応することを想定しており、財源は一般財源となります。

○**議長（福居秀雄）** 上野議員。

○**上野和幸議員** 聞き取りや報告書の執筆など高い専門性が求められる職種に対して、日額と別に時間額報酬を支払うということですが、今回改正する時間額報酬の支払い対象については、職種を限定するのか、お示しをいただきたいと思います。

○**議長（福居秀雄）** 学校教育部長。

○**学校教育部長（坂本考生）** いじめ防止等対策委員会の委員は、弁護士や医師、心理、福祉の専門家、大学教授などの学識経験者で構成しています。

調査は、それぞれの専門性を生かして行うことから、時間額の対象となる職務に従事した委員に対し、専門分野を問わず支給することとしております。

○**議長（福居秀雄）** 上野議員。

○**上野和幸議員** 弁護士に限らずということで理解をいたしました。

それで、聞くとところによりますと、今回の時間額については15分で5千500円、時給に換算しますと2万2千円という大変な高額でございますけれども、その積算根拠についてお示しをいただきたいと思います。

○**議長（福居秀雄）** 学校教育部長。

○**学校教育部長（坂本考生）** 時間額報酬については、日本弁護士連合会のいじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドラインや、弁護士保険における弁護士費用の保険金支払基準などを参考に、旭川弁護士会と協議を重ね、1時間当たり2万2千円、また、委員の従事実態を適切に反映できるよう15分単位としたものです。

○**議長（福居秀雄）** 上野議員。

○**上野和幸議員** 時間額を時間給ではなくて15分単位に切ったということは、その実態に合わせて支払いを行うと。例えば、15分であれば15分の時間額しか払わないということで理解をいたしました。それについては評価をしたいと思います。

その中で、ただいまの答弁の中に根拠とした弁護士保険における弁護士費用の支払基準という言葉が出てきましたけれども、これはどのようなものなのか、お聞かせください。

また、なぜこの基準を参考にしたのか、お示しいただきたいと思います。

○**議長（福居秀雄）** 学校教育部長。

○**学校教育部長（坂本考生）** 弁護士保険における弁護士費用の保険金の支払基準については、保険会社が、加入者に対し、訴訟の相談や委任など弁護士費用に係る保険金を支払う際、弁護士報酬分の支払い額の基準として日本弁護士連合会から示されているものです。

同連合会のガイドラインにおいても、第三者委員会委員の報酬の考え方として、弁護士などの専門家が求められる職務を果たすためにも、専門家としての通常の収入水準に対して遜色のない金額が確保されるべきと示されており、これらを参考に旭川弁護士会と協議をしたものでございます。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 ただいまの答弁でも、連合会のガイドラインにおいて、第三者委員会委員の報酬の考え方として、弁護士などの専門家が求められる職務を果たすためにもという言葉が入っております。先ほど確認したように、職種に限定はしないと言いながら、やはり、弁護士に照準を合わせた金額設定なのかなというふうに思います。

それで、この時間額の制度を導入している他都市、特に中核市についてどのような状況になっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 昨年11月、中核市61市に対し調査を行い、回答を得た59市のうち15市が時間額を導入しており、そのうち、日額と時間額を併用しているのは14市となっております。

時間額を導入している市においては、1時間当たり5千円から9千800円としているものが5市、1万円から1万1千円としているものが10市であり、日額と併用している場合は7千円から2万2千円の範囲で日額を設定されております。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 中核市61市にアンケートを求めて、返ってきたのが59市、そのうちの15市しかまだ取り入れていない、半分もまだ取り入れていないことを旭川市はやろうとしているということで理解をいたしました。中核市の財政状況を比較しますと、旭川市は決して上位にはないわけで、その中でここだけ先にやろうとしているという、そういうお考えがちょっと見えてくるかなと思います。

中核市61市の中で約4分の1、15市しか時間額を導入していないということで、この状況の中で導入する理由と、他都市に比べ、時間額の報酬が割高であるというのはなぜなのかについてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） いじめの重大事態の調査に当たっては、事案によって調査の内容が複雑かつ多様になり、同時に、聞き取りや報告書の作成など専門的な作業に長期間拘束されることが想定されます。

令和3年度認定の重大事態では、当時から、委員を推薦する職能団体より、従事する内容やボリュームと報酬が合わず、実態を踏まえた見直しを指摘されており、令和5年度認定の調査では、札幌市の職能団体に委員の推薦を依頼し、承諾を得てきた経過がございます。この間、地元の団体との間において、報酬額の在り方について協議を継続して行い、先ほども申し上げましたとおり、日本弁護士連合会のガイドラインや支払い基準なども踏まえ、1時間当たり2万2千円の時間額報酬を設定したところであります。

調査の専門性や特殊性、膨大な業務量による負担の大きさを勘案し、推薦を依頼する職能団体の理解と協力を得て、公平性と中立性を保ち、的確な調査を行うにふさわしい人材を確保するためには必要な改定であると考えております。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 ただいまの答弁を聞きまして、引き受けてくれる弁護士が見つからないという状

況、これは大変大きな課題なのかなというふうに理解はいたしたいと思います。

しかし、先ほど申し上げたように、やっぱり、金額については、多少、私は、不安定な本市に見合った額なのかというちょっと疑問は残っております。

それでは、ここで、令和3年の本市重大事態に係るいじめ防止等対策委員会といじめ問題再調査委員会に関わる報酬の支出額はどの程度だったのか、お示しをいただきたいと思います。

また、今回の改正後の基準で、同じようには算出できないと思いますが、仮に算出した場合、どのような金額になるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和3年の重大事態の調査では、令和3年6月から令和4年9月までの約1年3か月間において、11人の委員に対し、総額1千179万6千400円の報酬を支出しております。また、いじめ問題再調査委員会の調査では、令和4年12月から令和6年9月までの約1年8か月間において、5人の委員に対し、総額892万6千500円の報酬を支出しております。

これら2件について改正後の基準に当てはめた場合の支出額については、当時、時間額支給を規定しておらず、適切な算出は困難であります。例えば、調査期間を12か月、委員数を5人、聞き取り対象者を30名程度と仮定し、改定後の日額及び時間額に基づき試算すると、総額で約1千600万円程度になると見込んでおります。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 この額については次の質問で聞きたいと思いますが、その前にちょっと視点を変えて総務部にお聞きしますが、市においては他の委員会や附属機関で弁護士を委嘱、任命していると思いますが、その弁護士報酬については今回見直しを行わないのか、法令を審査する部局としてどのように考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 総務部では、条例の改正等におきまして、法的な妥当性や適切性の観点から内容の審査を行ってございますが、他の附属機関の委員報酬の見直しなどにつきましては、それぞれの委員会等によってその目的や審議する内容などが異なりますことから、所管する部局において委員の職責、あるいは役割、取り巻く社会情勢等を踏まえて判断するものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 分かりました。

今段階では、他の附属機関や委員会に出てきています弁護士については、部局からまだそういった願いが出てきていないので条例の改正には至らない、今後はあり得るかもしれないという部分で理解をいたしました。

それでは、最後の質問になりますが、教育長にお聞きしますが、先ほど答弁のあった報酬金額の試算についてですが、単純な比較は難しいということですが、再調査委員会を例に取って言えば、再調査委員会は1年8か月で約893万円で、同じ5名でございました。改正後の試算でも5名で1年間で1千600万円程度、これが1年8か月続くということになれば、単純計算して1.5倍、約2千400万円、やっぱり3倍ぐらゐの額に膨れ上がるわけですね。かなり経費が増大すると思われまゝす。

それに、本市においては、今、いじめの件数も増えておりますし、今後、この調査委員会が開かれることが多くなるかどうかはちょっと分かりませんが、そういう可能性もあるんじゃないかと思います。

また、財政状況の厳しい中で、これはかなりの負担になっていくんじゃないかなというふうにちょっと想定するんですけども、そこに対する見解を最後にお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） いじめ事案でありますけれども、重大化しないようにしていくということが大切であるというのは同じく思っているところであります。

いじめの重大事態の調査でありますけれども、令和3年度から令和6年度で20件あります。このうち、いじめ防止等対策委員会により調査を行った事案は、令和3年度に認定したものが1件、令和5年度に認定したものが1件の合わせて2件となっております。これ以外の18件につきましては、被害を受けた児童生徒や保護者の意向を確認し、いじめ防止対策推進部と連携をしながら、弁護士や心理士などの専門家を構成員に加えて、学校または教育委員会を調査主体として対応しているところであります。

令和5年4月のいじめ防止対策推進部の新設以降、学校、教育委員会、市長部局が一体となり、それぞれの機能を生かしながら積極的な認知や早期支援などの対処に組織的に当たっていくという、いじめの未然防止と初動対応の徹底をはじめ、重大化や長期化を防ぐ支援を充実する旭川モデルに取り組んできているところでありまして、引き続きこの取組を着実に推進することで、いじめの適切な対象と重大化の防止に努めていくことが重要であると考えているところであります。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 やはり、教育長が今お話ししたとおり、まずはいじめの未然防止、それから、今の対策をやっぱり徹底して、重大事態に向かわないような努力をすべきとまずは思います。

それから、財源の面でやっぱり私は不安を感じます。これは、国に対して——例えば、このままですと、お金のない地方自治体は弁護士さんを頼めないなんていう状況も生まれてくるんじゃないかと思うんですね。そういった状況で、やはり、教育というのは全国均等に平等に受ける権利がありますので、そういったことに対して国が何ら補助しないで、それぞれの自治体が一般財源からこれを出さなきゃならないというのはかなりの問題だと思いますので、国への働きかけをすべきと御指摘をさせていただきたいと思います。

最後に、やっぱり調査委員会の委員の選定につきましては、公平、公正、中立な原則をしっかり守っていただきたいということを述べて、私の質疑を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 以上で、上野議員の質疑を終了いたします。

（上野議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第8、議案第6号、旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

江川議員。

（江川議員、質疑質問席に着席）

○江川あや議員 それでは、議案第6号、旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについて端的に何点か伺いたいと思います。

課題認識としては、まず、これで育児休業等が取りやすくなるのかということ、それからもう一つ、やはり、育児休業を取っていくためには、職場の環境、いわゆる意識の上での環境というのが大切なのではないかなと私は思っていますので、その点についてどのように対応しているのか、この2点の視点でこの部分を見ていきたいと思います。

まず、この本条例改正の概要と具体的な取得内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） このたびの制度改正は、令和7年10月1日から施行される地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、職員の部分休業の取得方法が拡充されましたことから、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

現在、部分休業は、勤務時間の始めまたは終わりに1日につき2時間まで取得が認められていますが、このほかに、1年につき10日に相当する時間の範囲内での取得も選択できるようになりますことから、本市も同様の改正を行い、あわせて、従来の勤務時間の始めまたは終わりとされていた制約も廃止するものでございます。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 今の御答弁の部分なんですけれども、部分休業の取得方法が拡充された、広がったということですね。

1点目の部分が、今まで勤務時間の始めまたは終わりに1日について2時間まで取得が認められていたところが、この勤務時間の始めまたは終わりという、ここの部分の制約が廃止になるという点が1点目、それから、もう一つが、1年につき10日に相当する、つまり10日間の時間数であればどこであっても大丈夫というような形での取り方になるんだというところ、この2点の部分が変わりますよという内容です。

簡単に言うと、本当に全てを一言で言ってしまうと、部分休業というものの幅が広がるんだということになると思うんですけれども、そういう条例改正なんだなと。これまでもいろいろな拡充

がされてきた中で、ここも少しずつ改善をしているんだということだというふうに理解をいたしました。

現在の部分休業、改正する前の部分休業の実績とその課題認識について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 4月1日時点での部分休業の取得者数の比較で申し上げますと、5年前の令和3年度は、男性職員が1名、女性職員が56名であったところ、令和7年度は、男性職員は同じく1名、女性職員は63名となっております。

取得者数の合計は増加してございますが、男性職員の取得が少ないこと、また、あらかじめ一定の勤務をしない時間を設定することから、当該職員が職場や周囲の職員からの理解を得られにくいと感じまして、取得に負担を感じることも少なからずあるものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 1点目で、やはり、男性職員の取得が少ないという点を挙げられておりました。そして、もう一点が、当該職員が職場や周囲の職員からの理解を得られにくいというふうに感じているのだと、そういう職場環境がどうしてもあるのだということに課題認識をお持ちだということですね。

少しずつやはり増えているということですが、恐らく、これは女性のところが多いので、いわゆるこの年代、そして対象になる方の人数の増減に従って変わる部分なのかなというふうに思っているところです。そう受け止めています。

やはり、この取得の負担に関しては周囲の反応が気になるというところ、特に、男性職員の取得が少ないというのは仕事上のところでのやはり理解がなかなか得られにくいというふうに思っているのではないかと、その課題認識のとおり、私もそうだというふうに推察をしています。

ただ、男女ともにだと思えるんですけども、本当に性別に関係なく、育児に関する、そして子育てに関するような意識というのがだんだん変わってきているようにも感じているわけです。ある意味では、イクメンという言葉がはやり出したとき、育児はあくまで女性のもだから育児をする男性をイクメンと呼ぶというような、とても違和感のあるような言葉も出ていたところが、最近は、その言葉がなかなか聞かれなくなっている。つまり、育児であつたり子育てをするというのは、大リーガーまではまだ行っていないと思うんですけども、権利なのだというような意識の改革が少しずつ進んでいるというところを感じるようなわけです。

次に伺いますけれども、時間給の取り方についての幅が広がったというこの条例改正なんですけれども、そういうふうに捉えたとして、具体的にどのような取得方法が考えられるのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） このたびの制度改正によりまして新たに設けられました取得方法は、年間を通じて休業時間を柔軟に取得でき、また、従来の部分休業の合計時間数よりも短く設定されていることから、職員の選択肢を増やし、部分休業を取りやすい環境に資するものと考えてございます。

具体的には、日々の生活状況や子どもの健康、通院の状況、あるいは、配偶者の育児休業等に合わせるなどして一日を通して取得したり、一日のうちのどこでも必要なときに時間単位で取得する

など、職員の育児と仕事の両立を一層支援するものと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 部分休業の合計時間数よりも短く設定されているということで、これまでよりもやはり短くも取れるようになって、例えば30分早く帰りたいですよというようなときにも対応ができるようになったのだということなわけですね。

ただし、こちらは、いわゆるお給料の部分が削減される、無給となってしまうということなんです。現行の制度は、いろいろな制度があるかと思います。そういったものと併用することは可能なのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 改正後の部分休業につきましては、1日につき2時間まで、あるいは1年につき10日に相当する時間の範囲内での取得方法のうち、いずれかを選択することとなります。

また、部分休業は、従来から勤務をしない時間の給与を減額しており、その取扱いに変更はなく、そのほかの制度利用につきましても、これまでと同様、子どもが2歳に至るまでの期間は、都市共済組合の育児短時間勤務手当金の対象となるほか、育児の状況に合わせまして、有給の育児参加休暇や家族看護等休暇などの各制度を利用することが可能となっております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 そうですね。この2つの取り方ができるよというのは、併用はできないんですよ。ただ、これは国からの通知という形で出てきたということです。

少し視点を変えて伺ってみたいと思うんですけども、これは選択肢が増えたというふうに私は捉えているんですね。選択肢が増えたということで、ほかの育児休業等の休み方が、ある意味では複雑化したなという印象を持っています。例えば、保育所なんかの入所要件であったりすると、保育短時間とか長時間とか、1号認定、2号認定、3号認定とかというふうに様々な数字で表されるところで、自分の子どもは一体どこに当てはまるのかというのが分かりにくいのがもともとこの子育て支援の制度だったりするわけですけども、それが複雑化する中で、様々な制度に関連して、この制度の案内をどういうふうにしていった職員さんがより取りやすい環境を整えていくのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 子育てに関する各種制度につきましては、人事課において職員からの相談に個別に応じておりますほか、研修や庁内のネットワーク環境を通じた制度紹介、職場での面談時に制度の取得期間が分かる育休等取得支援シートの活用を促すなど、制度概要や取得要件等の周知に努めてございます。

部分休業や育児短時間勤務を利用した場合でも保育所の入所要件に支障がないことは確認しておりますが、様々な制度がある中で、当該職員も給与等の変化や生活プランに合った制度の選択について理解が難しい状況があるものと認識しており、今後も働きやすい職場環境を構築する上で、職場における管理職との相談機会の確保、あるいは、制度を分かりやすく周知する工夫を重ねてまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 今、御答弁いただきました中で、研修や庁内のネットワーク環境を通じた制度紹

介というところですね。そして、職場での面談時に制度の取得期間が分かる育休等取得支援シートの活用をしていると。

この育休等取得支援シートを見せていただいたんですけども、確かに、自分の日付を入れると、全て、どういうふうな時期からこの制度が利用できますよというのが一覧でエクセルで出てくるといことで、すごく分かりやすいなと思いました。それをうまく利用しながら面談を重ねていく。そして、もう一つは、これをどういうふうに活用したら、ほかの職員さん、一緒に働いている人たちの働きやすさにつながるのかなというのを、改めて、見たときに思ったわけです。

もう一つ、理解が難しい状況にあるという認識も、これは本当にどうやったら分かりやすくなるのかというのも永遠の課題なんだと思うんですよね。ただ、ここで、やはり、デザイン思考であったりとか、今こそデザインシステムだと思うので、この課題の解決のために、ぜひ、その部分を使っていたきたいなというふうに思いました。

それと、冒頭に申し上げましたように、この育児休業という制度は、やはり、職場環境を整えていく上でとても大切なことだと思っています。

子育てというのは、子どもが大きくなっていったりすると一段落ついてくるんですが、今度は介護であったりとか、それぞれの置かれた立場、本当にそのときの状況によって様々なプライベートな事情というのが発生してきてしまうというのは、どうしてもライフステージにおいて仕方のない部分なんだと思うんですよね。

昔というか、少し前とかであっても、お互いさまっという言葉を、私は、ここの今で言う会計年度任用職員だったときに、ちょうど1歳になる前に、物すごく、3日に一度、熱を出していて、有給休暇を取得してというようにときに、その当時の上司が一言言ったのが、今度はあなたが支援する側に回るんだから、今は、休むのも、一つ、あなたの仕事なのよということと言われました。何か、なるほどなど。で、今度は支える側に回るんだなというふうに思ったときに、今度は介護であったりとか、本当にいろいろなライフステージの変化に応じて環境を整えていくということが必要なのではないかなと思うところなわけです。

今回の部分休業の改正であったり、介護関係の制度改善なんかも今後進んでいくことと思いますが、働く環境の改善が、やはり、人材確保、働きやすい職場に様々な人材が集まってくる、そういったことにつながっていくと思います。

取得しやすい環境を整えていく必要がある中で、これまで制度への理解が該当者のみにやはり限定される傾向があるのではないかなと。あわせて、周囲の職員さんの理解が、なかなか、あつ、ここで休んだ、突然休んだみたいな、突然ではないにもかかわらず、あつ、突然休んだという印象があったりすると、逆に否定的な理解、感情というのが強まってしまうのではないかなというふうに思います。少し前、子持ち様という言い方で少し傷つく方が多かったのかなというふうに思っています。

こういった制度改正を職場全体での仕事のやり方や意識を見直す契機というふうにすべきだと私は考えていますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 令和6年度に実施いたしました職員意識調査では、回答した職員のうち81.6%が相対的に各種休暇を取得しやすい、また、71.2%は仕事と生活のバランスが取れ

ていると回答してございますが、労働力人口が減少する中で、より一層、働きやすい職場環境を構築することは、行政運営を安定的、持続的に進める上で大変重要な課題でございます。

子育てや介護は、当事者だけに限らず、多くの職員がどこかの時期に経験することが考えられまして、職員同士がお互いに生活状況を理解して支え合うことは、円滑な業務推進とともに、信頼関係の向上や心的負担の軽減につながるものと考えてございます。

本市といたしましては、このたびの制度改正も含めまして、子育て等の制度概要が幅広く職員の目に触れるよう、庁内のネットワーク環境における人事課のページで周知方法を工夫するなど、今後とも互いの働き方を理解いたしまして、職員一人一人を職場全体で支え合う環境の整備と意識の醸成をしっかりと図ってまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 最後、力強くお言葉をいただきました。庁内のネットワーク環境における部分、少し工夫を凝らして、誰でも自分の該当しないものに関しても少し見られるような環境というのを整えられるのかなという話を伺っているところです。

ぜひ、そこにもデザインシステムを使っていただいて、職員一人一人が本当に支え合う環境の整備と意識の醸成を図っていただきたいと申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（福居秀雄） 以上で、江川議員の質疑を終了いたします。

（江川議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第9、議案第7号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１０、議案第８号、旭川市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１１、議案第９号、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１２、議案第１０号、旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１３、議案第１１号、建物の処分についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第１４から日程第２２までの議案第１２号ないし議案第２０号の以上９件を一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第１４から日程第２２までの議案第１２号ないし議案第２０号の財産の取得についての以上９件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第２３から日程第３０までの議案第２１号ないし議案第２８号の以上８件を一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第２３から日程第３０までの議案第２１号ないし議案第２８号の契約の締結についての以上８件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３１、報告第１号、令和６年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第３２、報告第２号、令和６年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第３３、報告第３号、令和６年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第３４及び日程第３５の報告第４号及び報告第５号の以上２件を一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第３４及び日程第３５の報告第４号及び報告第５号の専決処分の報告についての以上２件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、発言を許します。

皆川議員。

(皆川議員、質疑質問席に着席)

○皆川ゆきたけ議員 公明党の皆川です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第4号、専決処分と報告についてお聞きをしていきたいと思います。

まず、専決処分とした補正予算の内容についてお示しをいただきたいと思います。

○議長(福居秀雄) 山口健康保健部長。

○健康保健部長(山口 亮) 専決処分とした補正予算の内容につきましては、令和7年4月より定期予防接種として開始しております带状疱疹ワクチンについて、市民や議会、関係機関など多方面から自己負担額の減額について要望があったことなどにより、早急に引き下げる必要があるものと判断し、生ワクチンでは4千860円から4千400円に、組換え(不活化)ワクチンでは1回1万8千60円から1万1千円に見直したことに加え、4月以降、既に接種を済まされた方には自己負担額の差額分を補助するものとして、委託料等4千34万3千円を追加したものでございます。

○議長(福居秀雄) 皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員 带状疱疹ワクチンについては、私たち会派でも、これまでも、繰り返し、一般質問や代表質問、さらには予算要望など、あらゆる機会を通じて取り上げておりまして、定期接種開始に当たりましては、本市の当初の自己負担額のうち、特に、組換え(不活化)ワクチンが1回当たり1万8千60円と高額であって問題であるというふうに指摘をしておりました。また、この高額な自己負担額に対しては、直近では、4月25日付で今津市長宛てに我が会派5人の連名による緊急要望書を提出させていただいたところであります。

本市においては、こうした多方面からの要望などに耳を傾け、自己負担額を引き下げたわけですが、市長がスピード感を持って決断されたということは、市民の健康を守るという観点からも大変意義深いというふうに見えております。

では、改めて、带状疱疹ワクチンの定期接種の制度概要及び2種類のワクチンの違い、また、変更前に接種を受けた方の対応方法についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福居秀雄) 健康保健部長。

○健康保健部長(山口 亮) 带状疱疹ワクチンの制度概要といたしまして、対象者は、年度内に65歳となる方と、経過措置として70歳から5歳刻みの年齢となる方となっております。

使用されるワクチンは、生ワクチンと組換え(不活化)ワクチンの2種類があり、接種後5年時点の効果としましては、生ワクチンが4割程度、組換え(不活化)ワクチンが9割程度の予防効果が認められておりますが、病気や治療により免疫が低下している方は生ワクチンの接種ができません。また、副反応につきましては、組換え(不活化)ワクチンは、注射部位に痛みが出る割合が生ワクチンに比べて多いといった報告があります。

なお、令和7年4月以降で自己負担額の変更前に接種した方には、順次、市から御連絡し、自己負担額の差額分を返還する手続を進めております。

○議長(福居秀雄) 皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員 带状疱疹ワクチンの自己負担額については、6月5日の新聞記事にも掲載されていたんですけども、地域間格差が大きな問題となっております。

そこで、带状疱疹ワクチンの自己負担額がどのように決定されるのか、また、このような地域格差が生じることについて、市としてどのように受け止めているのか、認識を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 带状疱疹ワクチンの接種費用につきましては、標準的な接種費用を国が示しており、それを基に、各自治体において、財政的な負担や各自治体の状況などを総合的に勘案し、自己負担額を決定しているところであります。

しかしながら、带状疱疹の組換えワクチンのようにワクチン価格が比較的高額な場合は、各自治体によって自己負担額に大きな差が生じているところであります。予防接種法に基づく定期接種は、疾病の発生及び蔓延を予防し、国民の健康保持に寄与するためのものであり、各自治体の財政状況等により自己負担額に大きな差がある現状は好ましい形ではないと認識しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員 確かに、高齢者を対象とするB類疾病であっても、自己負担額の差によって、また地域によって接種を受けられない方がいるということは、予防接種の目的を考えると望ましい姿ではないというふうに考えます。

しかし、国の制度見直しがなければ、なかなか解消されない大きな課題であり、それを待つては市民の健康を守ることができません。このたびの带状疱疹ワクチンの自己負担額の見直しは、こうした制度の切れ目をつなぐ取組であり、市として一歩踏み込んだ判断をしたものと捉えております。

そこで、お伺いします。

本年度から始まったこの制度について、市民の皆様からも費用が高くて受けづらいとの声を多数いただいていたものというふうに認識をしております。

今回、自己負担額を減額したことは接種率の向上につながる効果があると考えますが、本市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 当初の自己負担額の公表以降、特に組換え（不活化）ワクチンの費用負担が2回で約3万6千円となることから、希望する組換えワクチンの選択が困難なため、希望者が接種を諦めてしまうとの声が市民や医療機関を通じて寄せられていたところでございます。

こうした中、今回の自己負担額の減額は、免疫が低下し、生ワクチンを接種することができない方が接種しやすくなるほか、組換えワクチンを希望するも高額なため接種を諦めていた方にとっては改めて接種を検討する機会につながるなど、接種の後押しとしての効果が期待できるものと考えており、これらが接種率の向上につながるものと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員 今回の自己負担額の減額後は多くの問合せが来ているようではありますが、市民からどのような反応があるのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 自己負担額につきましては、5月23日から改定後の金額を適用しており、本年度の対象者に接種券を発送した5月28日以降は問合せが急増し、1日当たり70件を超える日もあるなど、反響の大きさを感じているところでございます。

お寄せいただいている内容といたしましては、対象年齢や無料となる対象者、2種類のワクチンの違いのほか、4月中に接種した方からの問合せなどがございます。

○議長（福居秀雄） 皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員 带状疱疹は、高齢者を中心に罹患リスクが高く、带状疱疹後神経痛といった後遺症に長期間苦しむ方も多くいらっしゃいます。こうした健康被害の予防、さらには医療費の適正化という観点からも、ワクチン接種の促進は非常に重要であるというふうに考えております。

本市として、带状疱疹の予防をどのように位置づけ、政策的にどのような意義を見いだしておられるのか、見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 今回、定期接種となりました带状疱疹ワクチンの主な目的は、発症予防及び重症化予防にあります。

特に、高齢になるほど発症しやすく重症化しやすいという点では、定期接種の対象年齢として65歳が規定されていることや、経過措置として66歳以上の方にも接種機会が提供されることで、発症リスクの高い方の生活の質の向上に直接つながる重要な取組であるものと考えております。

こうした事業を通じて高齢になっても健康で幸福に生活できる環境を整備することは、スマートウエルネスシティの推進に資する取組であり、健康施策として大きな意義があるものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員 带状疱疹は、高齢者に多く見られるとされる一方で、近年では、若い世代でも発症して重い後遺症に苦しんでいる方が増えてきております。今回の制度は高齢者を対象としたものでありますけれども、今後は、働き盛りの世代や若年層への支援も視野に入れていく必要があるというふうに考えております。

こうした観点も含めて、本市における带状疱疹ワクチンの今後の方向性について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 带状疱疹につきましては、働き盛りの方など若い世代でも発症することが報告されておりますが、带状疱疹の罹患患者数が70歳代でピークを迎えることや、ワクチンの有効性が経時的に一定程度減退すること等を考慮し、70歳代に十分なワクチン効果が発揮できるよう、国において定期接種の対象年齢を65歳に定めたものであります。また、ワクチンの有効持続期間を過ぎた場合の追加接種に関する効果検証がないことや、65歳以前にワクチンを接種した方は定期予防接種の対象から除外されることが国から示されたことなどから、これらの状況を総合的に勘案し、65歳未満への独自助成の実施を見送ったところであります。

今後、ワクチンの有効持続期間の検証や追加接種に係る新たな知見、また、定期接種開始後の他の自治体の独自助成取組状況なども勘案しながら、接種対象者について引き続き検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員 带状疱疹による神経痛や神経麻痺、さらには、目に症状が出た場合には失明の危険性もあるなど、様々な合併症は、高齢者のみならず、働く世代にとっても大きな脅威であります。こうした不安から市民を守る手段の一つが今回のワクチン接種の促進であるというふうに考えております。今後は、現在の高齢者対象にとどまらず、市民のニーズを受け止めながら接種の対

象を広げるなど、積極的な検討をお願いしたいというふうに思っております。

最後になりますが、行政には、市民の命と健康を守るという使命の下、常に信頼される質の高いサービス提供が求められております。今回の自己負担額見直しは、スピード感ある御判断として大変評価されるべき取組であるというふうに受け止めております。

そこで、改めて伺いたいと思います。

本市の予防医療をさらに一步前に進める、こうした带状疱疹ワクチン接種の促進や市民の生命と健康を守る取組について、市長として今後どのような決意を持って臨まれるのか、所見をお聞かせいただき、私からの質疑を終わります。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 带状疱疹ワクチンの定期接種に係る自己負担額につきましては、令和7年度当初予算として議決いただいたところではありますが、市民の皆様や様々な機会を通じて質疑や要望をされてきた公明党さんをはじめ、市議会の複数の会派の方々、あるいは、旭川市医師会からも自己負担が大きいとの御意見が寄せられていたことから、自己負担額引下げの判断をしたところでございます。

これまで予防接種は公衆衛生上の感染拡大防止に重点が置かれてきたところではありますが、今般の带状疱疹ワクチンの定期接種化は、発症予防、重症化予防として市民のQOL向上に資するものであり、今後も、国において様々なワクチンの定期接種化が検討されているところでもありますので、こうした取組にも適切に対応し、誰もが健やかに生き生きと暮らし、幸せを感じることができる健康福祉都市の実現を目指してまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 以上で、皆川議員の質疑を終了いたします。

（皆川議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、まじま議員。

（まじま議員、質疑質問席に着席）

○まじま隆英議員 私からも、带状疱疹ワクチンに関わっての専決処分について質疑をさせていただきたいと思います。

金額など概要については皆川議員の質疑、答弁がありましたので、それ以外のことについて質疑をさせていただきたいと思います。

日本共産党市議団は、昨年11月26日に市長に予算要望を行わせていただきました。その中に、带状疱疹ワクチンに関わる要望も入っております。私たち会派の要望は、ワクチンが高額なため、市が助成して市民の健康を守ることを求めておりました。その点から言えば、負担が減ることは歓迎したいと思います。

そこで、今回の専決処分について、金額をどう積算したのかについて伺いたいと思います。

病気予防目的のワクチンが2種類あるというのも、带状疱疹という病気特有のことなのかなと思います。補正額について、生ワクチンと組換えワクチンの回数をどのように想定しているのかについてもお示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 带状疱疹ワクチンは、令和7年度より開始となった定期予防接種となりますので、接種者数の見込みなどは、これまでの同様の仕組みで実施されてきた高齢者等肺炎

球菌ワクチンの定期接種の接種状況を参考に検討を進めてまいりました。

まず、接種率につきましては、接種率が高かった平成26年度分に、接種を逃した方も対象に再度実施した平成31年度分を加え、案分した30%を想定しております。

次に、ワクチンごとの接種回数ですが、他都市での任意接種の実施状況を参考に、生ワクチンを3割、組換えワクチンを7割と見込み、さらに、課税状況の割合については、本市の高齢者等肺炎球菌ワクチンの実施状況を参考に、課税世帯7割、非課税世帯及び生活保護世帯を3割として、令和7年度は、生ワクチンの課税世帯を2千381回、非課税世帯等を1千21回、組換えワクチンの課税世帯を5千559回、非課税世帯等を2千383回と想定したところでございます。

これを基に、今回専決処分となった補正予算では、各ワクチンの課税世帯の自己負担額の差額に接種回数を乗じた金額と、既に接種を済ませた方への補助金分を合算し、4千34万3千円を計上したものでございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 肺炎球菌ワクチンの接種率を参考にしたということでありました。今回、生ワクチンが3割、組換えワクチン7割と見込んでいるということで、高いほうが多く受けられるだろうという想定をされているということも分かりました。いずれにしましても、ようやく定期接種となりましたので、対象となる方には多く接種していただきたい、私のほうもそういうふうに思っています。

それで、生ワクチンか組換えワクチンの接種、これ、どちらを選ぶかは本人の意思によるものなのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） ワクチンの種類につきましては、それぞれのワクチンの効果、安全性等を十分確認していただき、必要時、接種医に相談された上で、最終的には御本人にお選びいただくものとなります。

なお、病気や治療によって免疫が低下した方につきましては、生ワクチンを接種することができませんので、接種を希望する場合は組換えワクチンを選択することになります。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 そういうことであれば、やはり組換えワクチンを接種する方のほうが多くなるのかなというふうに思います。

そこで、金額設定のことについて伺いたいと思います。

当初の自己負担額について、道内主要都市と比較するとどのような金額設定だったのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 定期接種が開始となった4月に、道内主要都市、近郊8町、中核市において带状疱疹ワクチンの自己負担額について調査したところ、特に価格差の大きい組換えワクチンの自己負担額が1万2千円未満であったのは、76自治体中57自治体と全体の75%であり、そのうち、多くの自治体が接種費用の半額程度の設定とし、当初の本市と同額程度の1万8千円以上の設定としていたのは4自治体であったことを確認しております。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 やはり、組換えワクチンがどのくらいの金額になるかというのが注目されていたんだと思います。旭川市が設定した1万8千円レベルは4自治体しかなかったということで、調査はされたんだろうと思いますが、深掘りする必要性もあったのかなというふうに思います。

そこで、当初予算で提案されていた自己負担額について、関係者の反応は一体どのようなものがあったのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 当初予算で設定した自己負担額に対する反応ですが、インフルエンザワクチン等、市民税課税世帯の方を対象に費用を負担していただいている予防接種はこれまでもございますが、今回の带状疱疹ワクチンについては、当初より旭川市医師会から高額であることを問題視する意見があったほか、2回接種する組換えワクチンの自己負担額が約3万6千円となり、これでは接種が進まないといった御意見や、自己負担額を下げることを強く要望されるなど、金額に対する多数の御要望を伺っていたところでございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 そこで、今回の補正予算、専決処分につながったということだと思います。

次に、全国で定期接種が始まることになると思います。ワクチンのほうは安定供給されるのでしょうか、その見通しについて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） ワクチンの安定的な供給につきましては、厚生労働省の審議会において定期接種化が検討する段階で、生ワクチン及び組換えワクチンの今後の供給について製造販売業者に確認された状況が報告されております。この報告の中で、生ワクチンにつきましては、令和6年度末から供給量を増加させることが可能であり、組換えワクチンにつきましては、令和7年4月以降、供給量を増加させることが可能であるとの意向が示されております。

また、ワクチンの安定した供給体制を確保するため、今年度から5年に限り、経過措置として定期接種の対象となっている66歳以上の方について、70歳、75歳といった5歳刻みに接種機会を分散させるなどの対応をしており、当面は安定的に供給されるものと見込んでおります。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 带状疱疹の症状が改善された後も神経痛症状が残る場合もある、そういうふうにお聞きもしています。

定期接種になったということもありますし、負担を軽減するという策もありますので、多くの市民に受けてもらえるよう接種勧奨する必要があるのではないかというふうにも私は考えますけれども、その点について見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 带状疱疹ワクチンの接種勧奨についてでございます。

当該ワクチンは、B類疾病の定期接種となっておりますので、法令上、接種勧奨をするものとなっておりますが、接種を希望する方が接種機会を逃さないように周知することは重要であると考えております。

そのため、対象となる方には接種券として使用するはがきを送付しており、市の広報媒体以外にも、報道機関への報道依頼や、定期予防接種実施医療機関でのポスター掲示を行うなど、様々な機

会で目にしていだけるよう周知を図っております。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 この項目については最後になりますけど、市民の健康を守るために今後も十分な予算を確保することが必要だと思いますけれども、今後の考え方について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 市民の健康を守るための取組が様々ある中、予防接種は、個人の発病及び重症化を防止することに加え、集団での蔓延を防ぐためにも有効な手段となるものであります。接種に当たっては、ワクチンによる効果と副反応等のリスクを理解していただいた上でその可否を選択していただくものとなりますが、接種を希望する方が接種しやすい体制を整備することは予防接種事業を進めていく上で大変重要であると考えており、このたびの自己負担額の見直しもこうした取組の一つとして実施したものであります。

今後におきましても、本市において各種予防接種が円滑に進むよう、環境の整備と併せて必要な予算の確保に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 続きまして、報告第5号の下水道に関わる専決処分について伺っていききたいと思います。

今回、管渠費と施設整備費が専決処分されて増額となっているということです。概要について、まず、お示ししたいと思います。

○議長（福居秀雄） 幾原上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 埼玉県八潮市で発生いたしました下水道管に起因する道路陥没事故を受け、国から全国特別重点調査の要請のあった管径2メートル以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路について、大規模下水道管路特別重点調査等事業を実施するに当たりまして、管渠費で調査費用8千400万円を、本調査により施設の異状が判明した場合の緊急改築費といたしまして施設整備費で1千666万4千円をそれぞれ増額したものであります。

なお、いずれも国庫補助金の対象事業となっておりまして、補助率は2分の1で、残りを企業債で賄おうとするものでございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 第1回定例会で、私たち日本共産党市議団は、下水道管老朽化に関わる意見書を提案させていただきました。この意見書は全会一致となりました。最終的には、国から地方に総合的な支援を求めるというタイトルになりましたけども、原案を作った私個人の思いは、財政的な支援を強く求めておりました。今回、国からの財源も含まれていて、速やかな下水道管老朽化対策が行われることで地域住民の安心につながればというふうに思っております。

そこで、今回の重点調査について伺います。

今回の重点調査の対象についてお示ください。

また、重点調査の実施をどのように行おうとしているのか、委託料になっている理由についてもお示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 本市における下水道管路の全国特別重点調査の対象につきましては、

汚水管が延長約10キロメートル、雨水管が延長約15キロメートルとなっており、調査員が、直接、管路内に入り、目視で確認する潜行目視や、テレビカメラによる管路内の調査を対象管路全線にわたり実施し、調査結果に基づく対策も含めて6月から3月まで行おうとするものであります。

潜行目視などの特殊作業を行う場合や専用テレビカメラ等の機材を使用する場合におきましては、業務委託により実施することとしており、6月10日に一般競争入札で受託者が決定し、現在、着手に向け準備を行っているところでございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 6月10日に一般競争入札で受託者が決定したということですから、これから本格的な調査になるのだと思います。

それで、先ほどの答弁で、国の補助率2分の1で、残りを企業債で賄うという答弁があったと思います。八潮市の事故を受けてと言うのなら、国の補助率2分の1だけではなく、財源を保障して国としての責任を果たす必要があると私は思います。

管渠費、施設整備費に使われる今回の市債について、償還時に国の支援があるのかどうか、伺いたと思います。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 管渠費において緊急調査費8千400万円に充てた企業債の元利償還金は、一般会計で繰り出した額の2分の1が特別交付税で措置されることとなっております。また、施設整備費において緊急改築費1千666万4千円に充てた企業債については、通常の改築費と同様に元利償還金の一部が普通交付税で措置されるものでございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 緊急的な対応が必要なわけですから、地方自治体に対して十分な財政措置は必要と考えます。

施設整備費について伺います。

今回の専決処分は、大規模下水道管路特別重点調査の実施に伴う不具合箇所へ備えた緊急改築費だということだったと思います。調査を行えば、手当てしなければならない部分も出てくるんだと思います。緊急改築費について伺いますが、私の認識では、改築以外の修繕などの場合、費用は自治体負担だと思いますが、この点はどうなっているのでしょうか、修繕と改築という言葉の違いについてもお示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 緊急改築費についてであります。改築につきましては、下水道管の能力を高めるもの、あるいは、耐用年数を延長させ、または耐用年数を新たに確保するために行うもので、国庫補助の対象となっており、本事業の実施に当たっては管路の部分的な改築を含むと国から示されているところでございます。

一方、通常の維持管理である修繕につきましては、下水道管の能力や耐用年数を維持させるために行うものでございまして、国庫補助の対象外でございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 今、述べられたように、国庫補助の対象となるのは、下水道管の能力を高めるもの、耐用年数を延長させ、耐用年数を新たに確保するために行うものとなっています。通常の維

持管理である修繕は対象にならないということを確認させていただきました。

次に、第1回定例会の分科会で、旭川市は、八潮市の道路陥没事故を受けて、下水道管について2月に緊急自主点検を行ったことを確認させていただきました。点検対象は、内径2メートル以上の幹線について、布設された道路の状況と腐食が起りやすいとされる落差の大きい箇所について実施したということだったと思います。この自主点検については、何を基に行われたのでしょうか。

また、旭川市は、八潮市の道路陥没事故について、国あるいは埼玉県の法定点検の実施、あるいは事故の検証などについて把握をしているのかについて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 2月に実施いたしました本市の緊急自主点検につきましては、1月に流域下水道管理者を対象に、国から要請のありました下水道管路施設に対する緊急点検に準じて実施したところでございます。

また、八潮市の下水道に起因する道路陥没事故につきましては、現在、国や埼玉県の有識者委員会におきまして検討や検証が進められており、事故現場の点検は令和3年度に行っていると伺っておりますが、詳細は承知していないところでございます。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 令和3年度に行われているものについては、詳細については承知していないということですね。

それで、次に、2015年に下水道法が改正をされております。国交省は、腐食の大きい下水道管については、全国の下水道事業者に5年に1回の点検を義務づけています。八潮市の下水道管は点検の対象外でありましたが、埼玉県が県の根幹的管路という理由で2021年に独自調査をしています。結果は優先度Bランクで、直ちに工事が必要な状況ではないという判断がされています。何を言いたいかといいますと、これまでの点検内容や調査基準を見直す時期に来ているんじゃないかというふうに思っているんです。それは最後に触れていきたいと思いますが、その部分も地方から国に求めていただきたいというふうに思っています。

それで、次に、今後の老朽化した下水管の維持管理の考え方について伺いたいと思います。

長期財政推計として令和17年度までの下水道事業会計の見通しは持っていますが、こうした老朽化対策が今後の長期計画に影響する懸念はないのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 佐藤水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤幸輝） 下水道管の今後の維持管理についてでございますが、国の有識者委員会におきまして、これまでも点検手法の見直しや施設管理の在り方など様々な検討が行われてきたところでございますが、委員会の提言を踏まえ、今回実施いたします全国特別重点調査のように、今後、下水道の維持管理の在り方が見直されるところでございます。

また、今後も、人口減少や労務、資機材の価格変動など社会経済情勢は変化していくものと想定されるところであり、国の有識者委員会におきましても、今後の上下水道施策の基本的な在り方について検討が行われておりますことから、長期財政推計の見通しとは異なる場合もあると捉えているところでございます。

こうした中、市民生活に欠かすことのできない下水道を将来にわたり適切に維持していくためには、今後の社会経済情勢の変化に対応しながら、効率化、高度化による予防保全を行うとともに、

国や北海道とも連携しながら必要な財源確保に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） まじま議員。

○まじま隆英議員 事業管理者から、今、答弁をいただきました。最後の部分で、必要な財源確保を行うということでありましたけれども、これ、安易に使用料引上げにつなげてはならないというふうに指摘はさせていただきたいと思います。

最後に、日本下水道協会の副会長である市長にお聞きをしたいと思います。

私が申し上げたいことは、財政的支援はもちろん求める必要があるということと、八潮市の事故を検証すれば法定点検の在り方についても見直す必要があると考えています。

国交省の対策検討委員会の資料によれば、下水道管布設後40年経過後に道路陥没事故が急増していることが分かります。下水管の耐用年数が50年というのも説得力がないということが明らかになってまいりました。ぜひ、委員会の資料を、皆さん、見ていただきたいと思います。

以上を踏まえて、老朽管対策の国の自治体に対する支援について要望してほしいと思います。市長の答弁を伺って、質疑を終えたいと思います。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 下水道事業における様々な課題対応に向けた要望活動につきましては、これまでも、本市の単独要望に加え、日本下水道協会の副会長の立場から、国に対し、要望を行っており、本年4月23日には、会長である大西熊本市長とともに、財務省財務大臣政務官や国土交通省国土交通事務次官などに対し、下水道施設の老朽化対策を国土強靱化の重要施策として位置づけることや、必要な予算措置のほか、支援制度の拡充について緊急要望活動を行ったところであり、6月6日に閣議決定されました第1次国土強靱化実施中期計画に反映をされたところでございます。

今後とも、国の最新の動向を把握しながら、必要な財源を確保するなど、下水道事業における課題への対応を着実に進めていけるよう、継続的に国への働きかけを行ってまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 以上で、まじま議員の質疑を終了いたします。

（まじま議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、いずれも原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第36、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第３７、報告第７号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第４２、議案第３０号、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時５３分

再開 午後 １ 時００分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４６、旭川市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案については、委員会条例第３条第１項の規定に基づき、新たに常任委員会委員を選任しようとするものです。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、直ちに議長の指名者について事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員

９番 小林 ゆうき	１３番 石 川 まさゆき	１５番 まじま 隆 英
１６番 高 橋 紀 博	２２番 高 橋 ひでとし	２４番 佐 藤 さだお
２９番 高 花 えいこ	３１番 安 田 佳 正	

以上、８名。

民生常任委員会委員

３番 笠 井 まなみ	８番 植 木 だいすけ	１７番 品 田 ときえ
------------	-------------	-------------

20番 中野 ひろゆき

23番 菅 原 範 明

25番 石 川 厚 子

27番 高 見 一 典

32番 松 田 卓 也

以上、8名。

経済建設常任委員会委員

4番 あ べ な お

6番 江 川 あ や

10番 駒 木 おさみ

11番 皆 川 ゆきたけ

19番 高 木 ひろたか

26番 能登谷 繁

28番 金 谷 美奈子

33番 福 居 秀 雄

34番 杉 山 允 孝

以上、9名。

子育て文教常任委員会委員

2番 横 山 啓 一

5番 中 村 みなこ

7番 上 野 和 幸

12番 たけいしょういち

14番 沼 崎 雅 之

18番 塩 尻 英 明

21番 えびな 安 信

30番 中 村 のりゆき

以上、8名。

以上でございます。

○議長（福居秀雄） 引き続き、各常任委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

まず、正副委員長の選任の方法につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議事運営の都合上、この場合、議長の指名推選により、それぞれ選任することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました選任方法に基づき、議長の指名推選者を事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 各常任委員会の正副委員長の氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会

委員長 22番 高 橋 ひでとし

同じく副委員長 9番 小 林 ゆうき

民生常任委員会

委員長 17番 品 田 ときえ

同じく副委員長 3番 笠 井 まなみ

経済建設常任委員会

委員長 6番 江 川 あ や

同じく副委員長 11番 皆 川 ゆきたけ

子育て文教常任委員会

委員長 18番 塩 尻 英 明

同じく副委員長 5番 中 村 みなこ

以上でございます。

○議長（福居秀雄） お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の正副委員長は、議長の指名推選どおり、それぞれ選任することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４７、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま経済建設常任委員会委員に選任されました私は、議長という職責上、一定の常任委員会に籍を置くことは適当でないと考えますので、委員会条例第６条第２項ただし書の規定により、経済建設常任委員会委員を辞任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４８、議案第３１号、旭川市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、高木ひろたか議員、中野ひろゆき議員の御退席をお願いいたします。

（高木議員、中野議員退場）

○議長（福居秀雄） 本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長（今津寛介） 議案第３１号、旭川市監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市監査委員高見一典氏が本年６月１７日をもって、石川厚子氏が同月２５日をもって退職されましたので、その後任といたしまして高木啓尊氏及び中野寛幸氏を選任いたしたく御提案申し上げます。

お二人とも、本市議会議員として市政各般にわたり豊かな識見を持たれ、監査委員といたしまして誠にふさわしい方々でございますので、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

(高木議員、中野議員入場)

○議長（福居秀雄）　ここで、ただいま旭川市監査委員に選任の同意を得られました高木ひろたか議員、中野ひろゆき議員からそれぞれ御挨拶を受けたいと思います。

まず、高木議員。

○高木ひろたか議員（登壇）　ただいま、監査委員に御承認をいただきました。まずもって、皆さんに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

監査委員は、言うまでもなく、地方公共団体の財政支出についてしっかりとチェックをしながら、公正で、そして透明性のある市政運営を実現するために、その役割は非常に重要だというふうに思っております。

この旭川の厳しい財政状況の中で、市民のために、旭川のための財政支出、事業が展開されているかどうか、しっかりと監査委員としての役割を果たしていきたいと思いますので、皆さんの御指導をいただきたいと思っております。

私、今日、午前中に市議会議員１０年の表彰をいただきました。今、年齢が６０歳という還暦で、非常に人生の大きな節目にもあります。そういった意味からも、気持ちも新たにしながら、これからはしっかりと市民のための活動を続けていきたいと思いますので、議員皆様のこれからも変わらぬ御指導を心よりお願い申し上げまして、一言の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄）　次に、中野議員。

○中野ひろゆき議員（登壇）　ただいま、監査委員選任に当たっての同意をいただきました。

まずは、議員各位の御協力と御配慮に心より感謝申し上げたいと思います。

さて、監査の役割につきましては、これまで議会答弁にありますように、厳しい本市財政状況の中、より一層、その重要性が高まっているものと認識しているところでございます。

前年度における各会計の収支の状況をはじめ、各種事業に関する事務執行の実態や、時には住民監査請求への対応など、その役割は多岐にわたると考えているところであります。一方、今後予定されている大型の施設整備の確実な推進においても、本市財政のチェックは必要不可欠な取組であり、持続可能な市民サービスを維持していくためにも、監査委員の職務には高い意識が求められていると自覚をしているところでございます。

このような背景を踏まえながら、自らの職責を全うするべく、可能な限りの努力をしていく決意を述べまして、監査委員就任の挨拶に代えさせていただきます。

このたびの御同意、誠にありがとうございました。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄）　日程第４９、議案第３２号、議員の行政調査派遣についての一部変更についてを議題といたします。

本案については、令和７年３月２５日に議決をいたしました議案第１０４号、議員の行政調査派遣についてのうち、議員２名の派遣を取りやめ、また、１名を派遣するため、その一部を変更しよ

うとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第50、旭川市議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案については、委員会条例第4条第3項の規定に基づき、新たに議会運営委員会委員を選任しようとするものです。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、直ちに議長の指名者について事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 議会運営委員会委員の氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

5 番 中 村 みなこ	8 番 植 木 だいすけ	11 番 皆 川 ゆきたけ
14 番 沼 崎 雅 之	15 番 まじま 隆 英	16 番 高 橋 紀 博
18 番 塩 尻 英 明	20 番 中 野 ひろゆき	21 番 えびな 安 信
22 番 高 橋 ひでとし	23 番 菅 原 範 明	28 番 金 谷 美奈子

以上、12名でございます。

○議長（福居秀雄） 引き続き、議会運営委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

まず、正副委員長の選任の方法につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議事運営の都合上、この場合、議長の指名推選によりそれぞれ選任することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました選任方法に基づき、議長の指名推選者を事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 議会運営委員会の正副委員長の氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

議会運営委員会

委員長 23番 菅 原 範 明
同じく副委員長 16番 高 橋 紀 博
以上でございます。

○議長（福居秀雄） お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の正副委員長は、議長の指名推選どおり、それぞれ選任することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第51、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。

本案は、議事日程第51付表のとおり、総務、民生、経済建設、子育て文教各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、委員の任期中、閉会中の継続調査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第52、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたします。

本案は、日程第52付表のとおり、総務、民生、子育て文教各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第53、意見書案第1号、2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

高橋紀博議員。

○高橋紀博議員（登壇） 意見書案第1号、2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書に

つきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、敬称を略させていただきます。

旭川市議会議員

江	川	あ	や	上	野	和	幸	植	木	だいすけ
小	林	ゆう	き	高	橋	紀	博	品	田	ときえ
塩	尻	英	明	高	木	ひろ	たか	高	見	一典
金	谷	美	奈子							

以上、10名であります。

2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、日本国憲法第25条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものである。

道内で働く方の暮らしは、昨今の物価上昇で一層厳しく、パート労働者64万7,000人を含む道内の労働者216万人のうち、60万人弱の方が、2024年に50円引き上げた最低賃金の近傍水準で働いている実態にある。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定められているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することができない。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引上げに向けた環境整備が必要である。

最低賃金の引上げ金額が小さければ、その近傍水準で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

よって、政府においては、2025年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 賃金構造基本統計調査の道内における短時間労働者の平均時間給や、民間の求人時間給などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内の高卒初任給の時間給である1,126円を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を推し進め、最低賃金の大幅引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(福居秀雄) 日程第54、意見書案第2号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

品田議員。

○品田ときえ議員(登壇) 意見書案第2号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略させていただきます。

江	川	あ	や	上	野	和	幸	植	木	だいすけ
小	林	ゆう	き	高	橋	紀	博	品	田	ときえ
塩	尻	英	明	高	木	ひろ	たか	高	見	一典
金	谷	美	奈子							

以上、10名であります。

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書

近年の農業情勢では、世界人口の急激な増加や気候変動による農地の損失、農業生産の減少が進むなど食料不足が危惧されている一方、ウクライナや中東など世界情勢の不安定化のほか、円安などもあいまって、燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりが続いている。このため、農業者は厳しい経営状況に置かれ、食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にあり、このままでは将来にわたって国民に食料を安定供給することは困難な環境下にある。

そうした中、米国による自動車などの追加関税や輸入品に対する相互関税の発動が世界経済に混乱を招いており、一連の関税措置はWTO協定や日米貿易協定に明らかに違反する行為で、到底受け入れられるものではない。

一方、関税措置の見直しに向けた日米交渉が4月16日から始まり、6月の合意を目指して協議が進められているが、米国側からは米の市場開放やじゃがいも・牛肉などの検疫措置の緩和などが求められたとしている。これに対して、政府は中国との報復関税で行き場を失った米国産の大豆やとうもろこしの輸入拡大などを交渉材料に、自動車などの追加関税の撤廃等を求めるとの報道もされていたが、米中両国が追加関税の引下げなどの暫定措置を発表するなど、米国の関税措置は混迷を深めている。

我が国においては、改正食料・農業・農村基本法が昨年6月5日に施行され、平時からの食料安全保障の実現に向けて新たな食料・農業・農村基本計画を今年4月11日に閣議決定したばかりであり、国益を優先するとして工業製品を守るため農産物の輸入拡大を図ることにより、更なる国内農業の生産基盤のぜい弱化を招くことが危惧される。

よって、政府においては、日米関税交渉において、食料安全保障の観点に立ち、国内農業を犠牲にした交渉は行わないよう、次の事項について要望する。

- 1 日米関税交渉において、WTO協定等の違反となる自動車やアルミ・鉄鋼等の追加関税や相互関税を回避するため、農産品の輸入拡大、関税の削減、検疫措置の緩和など国内農業を犠牲にした交渉は行わないこと。
- 2 新たな基本計画で掲げる目標等を確実に実行するため、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成・確保などの新たな予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第55、意見書案第3号、消費税率を緊急に引き下げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川厚子議員。

○石川厚子議員（登壇） 意見書案第3号、消費税率を緊急に引き下げを求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

消費税率を緊急に引き下げをを求める意見書

物価高騰が続き、国民の暮らしと中小企業の営業に深刻な影響を与えている。2025年3月の北海道における消費者物価指数は、2020年を100とした場合に113.1となっている。とりわけ、食料が126.4、光熱・水道が124.0など、日々の生活に欠かせない費目で高騰していることは、道民の暮らしに大変深刻な影響を与えている。

消費税は、どれだけ生活に困窮していても負担する過酷な税金であり、住民税や所得税と比較した場合、年収900万円以下の中間所得層を含めて、最も重い税負担となっている。

貧困と格差が拡大する中で、所得の低い人ほど負担が重い消費税を減税し、税制のゆがみを正すことは、人々の暮らしや中小企業の営業及び雇用を守るという点からも重要である。

世界では、新型コロナによる危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は110に上っており、物価高騰から国民の暮らしと中小企業の営業を守るための有効な対策として実施されている。この間、日本国内においても報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっている。今こそ日本も減税に向けて踏み出すことが求められている。

よって、政府においては、国民の暮らしを守るためにも、消費税率を緊急に引き下げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第56、意見書案第4号、米の安定供給や食料支援に関わる緊急対策を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

能登谷議員。

○能登谷 繁議員（登壇） 意見書案第4号、米の安定供給や食料支援に関わる緊急対策を求める

意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称を略しますが、

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

米の安定供給や食料支援に関わる緊急対策を求める意見書

昨年から続く米価の高騰は、備蓄米が放出された後も続いている。農林水産省が公表している今年4月時点のスーパーでの販売価格は、5キログラムで4,000円を超え、前年同期比で約2倍という高値が続いており、このような事態に多くの国民が悲鳴を上げている。

また、米価高騰の長期化により、寄附で集めた食料品を生活困窮者に無償で配布するフードバンクや子ども食堂などを運営するボランティア団体やNPO法人が危機的状況に陥っているほか、医療機関や福祉施設の経営も圧迫しており、社会に与える影響は深刻さを増している。

米価高騰の一因には民間在庫量の落ち込みが挙げられており、今秋の端境期も逼迫が懸念される。米不足の根本には、需要が毎年減ることを前提にして生産削減を農家に押し付けるとともに、米価の下落を市場任せにしてきたことで、米農家の離農によって生産体制が弱体化してきたことも一因である。

よって、政府においては、備蓄米の活用を含めて米の供給と価格の安定に責任を持つことを明確にするとともに、農家が安心して増産に励める条件整備を行うために、次の緊急対策を求める。

- 1 備蓄米の販売方法を見直し、小売店やスーパーなどへの流通を促進すること。
- 2 学校給食及びフードバンク・子ども食堂への備蓄米の交付数量の上限を拡大するとともに、医療・福祉施設へ直接供給すること。
- 3 気候や経済変動などによる米不足に対応できるよう、ゆとりある需給計画により国内生産と備蓄を拡大すること。
- 4 価格保障や所得補償により、米農家を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第５７、意見書案第５号、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇） 意見書案第５号、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子
能 登 谷 繁

以上、４名であります。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険は、国民皆保険制度の重要な柱を担っている制度である。しかし、重くのしかかる国民健康保険料は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大の下、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置等として、全国知事会等との協議の結果、毎年約３，４００億円の財政支援を行っているが、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、３，４００億円の確実な実施と併せ、更なる公費の投入が必要であるとの要望が出されている。

国民健康保険がスタートした翌年の１９６２年当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、被保険者に低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、他の健康保険とのアンバランスは極力是正すべきと勧告している。しかし、１９８４年の国民健康保険法改正によって、国庫負担率が引き下げられてしまった。

国民健康保険には他の健康保険にはない均等割があり、子供にも保険料が賦課されている。そのため、子育て世帯にとって重たい負担となっており、子供に係る均等割は子育て支援の逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、未就学の子供の均等割の減免の実施が始まってはいるが、更なる拡充支援が必要となっている。

国民健康保険は他の健康保険と比べると低所得者の割合が多く、また、今後も被保険者の減少が見込まれている一方で、１人当たりの医療費は増加傾向にある。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担に大きな格差があることは社会の公平・公正を欠くものになってしまう。国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充・強化を図るための国庫負担割合の引上げ等が必要である。

よって、政府においては、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第５８、意見書案第６号、給食無償化に際し質及び量の確保を担保するための国による十分な予算措置等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

笠井議員。

○笠井まなみ議員（登壇） 意見書案第６号、給食無償化に際し質及び量の確保を担保するための国による十分な予算措置等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略します。

笠	井	ま	な	み	あ	べ	な	お	た	け	い	し	よ	う	い	ち
石	川	ま	さ	ゆ	き	沼	崎	雅	之	え	び	な	安	信		
高	橋	ひ	で	と	し	菅	原	範	明	佐	藤	さ	だ	お		
松	田	卓	也													

以上、１０名であります。

給食無償化に際し質及び量の確保を担保するための国による十分な予算措置等を求める意見書

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質及び量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と、子育て支援や少子化対策への貢献という両面から、極めて重要な政策的意義を有する。政府は、小学校における全国一律の給食無償化を令和８年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費を賄う必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量が低下しかねず、自治体ごと

に格差が生じるおそれがある。

したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質及び量の維持・向上という観点からも実施されなければならない。

給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の強化、有機食材の使用拡大を求める声が高まっている。一方で、日本の食料自給率は３８パーセントにまで低下しており、第１次産業の振興や食育の観点からも、地産地消の更なる推進が必要である。

加えて、農林水産省のみどりの食料システム戦略では、２０５０年までに化学農薬の使用量を５０パーセント低減、化学肥料の使用量を３０パーセント低減し、有機農業の取組面積の割合を全体の２５パーセントに拡大することを目標としており、有機食材の使用拡大は、環境の持続可能性や健康増進の観点からも、行政が先導的に取り組むべき重要課題である。

よって、国においては、給食無償化の実施に当たり、全ての児童生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講ずるとともに、自治体間格差が生じないように、次の事項について特段の取組を強く求める。

- １ 給食無償化の実施に当たっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講ずること。
- ２ 地産地消の推進、食育の充実、有機食材の使用拡大など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること。
- ３ 長期欠席児童生徒や、学校外で学ぶ子供たちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第５９、意見書案第７号、事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員（登壇） 意見書案第７号、事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略します。

駒 木 お さ み 皆 川 ゆきたけ 中 野 ひろゆき
高 花 え い こ 中 村 のりゆき

以上、5名であります。

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模災害が発生すると、市街地を始めインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、被災者が生活再建できるような復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模災害が発生した際には、大規模災害復興法に基づき、政府は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとしており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の策定に焦点を当てた事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67パーセントとなり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

発災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって、政府においては、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第60、意見書案第8号、地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

駒木議員。

○駒木おさみ議員（登壇） 意見書案第8号、地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

敬称は略します。

提出者は、旭川市議会議員

駒	木	お	さ	み	皆	川	ゆ	き	た	け	中	野	ひ	ろ	ゆ	き
高	花	え	い	こ	中	村	の	り	ゆ	き						

以上、5名であります。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保、消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム、P I O－N E Tに代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講ずること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(福居秀雄) 日程第61、意見書案第9号、米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中野議員。

○中野ひろゆき議員(登壇) 意見書案第9号、米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒 木 お さ み	皆 川 ゆきたけ	中 野 ひろゆき
高 花 え い こ	中 村 のりゆき	

以上、5名であります。

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の2倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われている。

そのような状況の中、政府は本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定した。3月には2回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の7月まで、備蓄米を毎月放出すると発表している。

しかしながら、米の価格上昇は続き、5月12日に農林水産省が発表した米の平均店頭価格は18週ぶりに下落したものの、いまだ高止まりの状況となっている。

よって、政府においては、次のとおり生産者、消費者双方にとって納得のできる米価の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講ずるよう強く要望する。

- 1 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米価の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が現れるまでの間、活用を継続すること。
- 2 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細かな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第62、意見書案第10号、米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

高花議員。

○高花えいこ議員（登壇） 意見書案第10号、米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒	木	お	さ	み	皆	川	ゆ	き	た	け	中	野	ひ	ろ	ゆ	き
高	花	え	い	こ	中	村	の	り	ゆ	き						

以上、5名であります。

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかと不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業を始めとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって、政府においては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講ずるよう、次のとおり強く要望する。

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支分部局や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講ずること。加えて、米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。

3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第63、意見書案第11号、地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

植木議員。

○植木だいすけ議員（登壇） 意見書案第11号、地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略させていただきます。

江	川	あ	や	上	野	和	幸	植	木	だいすけ
小	林	ゆう	き	高	橋	紀	博	品	田	ときえ
塩	尻	英	明	高	木	ひろ	たか	高	見	一典
金	谷	美	奈子							

以上、10名であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感日々深刻化している。

政府はこれまで、骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められている。

よって、政府においては、2026年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する

人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。
- 3 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 4 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 5 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を毀損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 6 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 7 会計年度任用職員においては、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 以上で、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後2時14分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員